

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年11月5日

【会社名】 株式会社ビットワングループ

【英訳名】 Bit One Group Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役 高橋 秀行

【本店の所在の場所】 東京都新宿区四谷四丁目32番4号

【電話番号】 03(5360)8998(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 村山 雅 経

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区四谷四丁目32番4号

【電話番号】 03(5360)8998(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理部長 村山 雅 経

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当  
第8回新株予約権 9,576,000円  
新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額  
692,776,000円  
(注) 新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【証券情報】

### 第 1 【募集要項】

#### 1 【新規発行新株予約権証券(第 8 回新株予約権)】

##### (1) 【募集の条件】

発行数	14,000個(新株予約権 1 個につき100株)
発行価格の総額	9,576,000円
発行価格	新株予約権 1 個につき684円(新株予約権の目的である株式 1 株当たり6.84円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1 個
申込期間	平成30年11月21日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社ビットワングループ 管理部 東京都新宿区四谷四丁目32番 4 号
払込期日	平成30年11月21日
割当日	平成30年11月21日
払込取扱場所	株式会社みずほ銀行 新橋支店

- (注) 1. 第 8 回新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)については、平成30年11月21日(水)開催の取締役会において、発行を承認する決議が行われております。
2. 申込及び払込の方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株予約権の「総数引受契約」を締結し、払込期日までに上記表中「払込取扱場所」に記載の払込取扱場所に発行価格の総額を払い込むものとします。
3. 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に本新株予約権の割当予定先との間で本新株予約権の「総数引受契約」を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われないこととします。
4. 本新株予約権の募集は第三者割当の方法により、次の者に割り当てます。  
KINGDOM CAPITAL RESOURCES LIMITED
5. 振替機関の名称及び住所  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

## (2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式数は100株である。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1. 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その総数1,400,000株とする(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「割当株式数」という。)は100株とする。)。但し、本欄第2項ないし第4項により、割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2. 当社が本表別欄「新株予約権の行使時の払込金額」欄の規定に従って行使価額の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整されるものとする。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、本表別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第3項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>3. 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる本表別欄「新株予約権の行使時の払込金額」第3項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>4. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」といいます。)は、金488円とする。</p> <p>3. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本欄第3項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」といいます。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本欄第3項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> <p>調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p>

	<p>株式分割により当社普通株式を発行する場合 調整後の行使価額は、当社普通株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p> <p>本欄第3項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は本欄第3項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行又は付与する場合 調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日)以降又は(無償割当ての場合は)効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに本欄第3項第(4)号に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合 調整後行使価額は、取得日の翌日以降にこれを適用する。</p> <p>(3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を調整する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。</p> <p>(4) その他 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第3位まで算出し、小数第3位を切り捨てるものとする。 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(終値のない日数を除く。)の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を切り捨てるものとする。 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。</p> <p>(5) 本欄第3項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は必要な行使価額の調整を行う。 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。 その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
--	---

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	692,776,000円 (注) すべての新株予約権が行使されたと仮定して算出された金額である。新株予約権の権利行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記株式の発行価格の総額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して出資される財産の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の払込金額の総額を加えた額を、本表別欄「新株予約権の目的となる株式の数」記載の株式の数で除した額とする。 2. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	平成30年11月21日から平成33年11月20日までとする。(但し、本表別欄「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。)
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社ビットワングループ 管理部 東京都新宿区四谷四丁目32番4号 2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。 3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほ銀行 新橋支店 東京都港区新橋二丁目1番3号
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、本新株予約権の払込期日の翌日以降いつでも、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知を当該取得日の14日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができるものとする。一部取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の当該権利の譲渡については、当社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

(注) 1. 本新株予約権の行使の方法

- (1) 本新株予約権の行使を請求しようとする本新株予約権者は、所定の行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名押印した上、上記表中「新株予約権の行使期間」欄記載の行使期間中に上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の行使請求の受付場所に提出しなければならない。なお、行使請求の受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。
- (2) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に必要な全ての書類が、不備なく上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」記載の「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出され、且つ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額が上記表中「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項に定める口座に入金された日に発生する。

2. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後速やかに、社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)及びその他の関係法令に基づき、本新株予約権者が指定する口座管理機関の保有する振替口座簿の顧客口へ増加の記録を行うことにより株式を交付する。

3. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る証券を発行しない。

4. その他

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第130条第1項に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

## 2 【新規発行による手取金の使途】

### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
692,776,000	10,591,200	682,184,800

- (注) 1. 本新株予約権の行使による払込みは、原則として新株予約権者の判断によるため、本新株予約権の行使により支払われる払込金額の総額は、本新株予約権の行使状況による影響を受けます。そのため、上記の差引手取概算額は将来的に変更される可能性があり、下記「(2)調達する資金の具体的な使途」記載の調達資金の充当内容については、実際に調達する差引手取額に応じて、各事業への充当金額を適宜変更する可能性があります。
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
3. 発行諸費用の概算額には、登記費用(登録免許税を含む)2,391,200円、割当予定先等調査費用200,000円、東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社(東京都千代田区永田町一丁目11番28号 代表 能勢元)に対する 新株予約権価格算定費用2,000,000円及び 有価証券届出書・開示資料等作成費用6,000,000円(内訳：開示資料作成サポート業務2,500,000円、関係当局への対応サポート業務2,000,000円、リーガルサポート業務1,500,000円) からなり、10,591,200円を予定しております。なお、発行諸費用の内訳については概算額であり、変動する可能性があります。

### (2) 【手取金の使途】

当社グループは、平成29年8月25日付「子会社の異動(株式譲渡)及び特別損益の発生並びに業績予想の修正に関するお知らせ」及び平成30年3月23日付「子会社の異動(出資持分の譲渡)及び特別利益発生に関するお知らせ」で開示したように、不採算であった連結子会社である株式会社ピーアール・ライフ(以下、「PRL」といいます。)及び Plurecil Holdings Limited(以下、「PHL」といいます。)の売却などを通じて経営資源の集中と平成30年3月6日付「第三者割当による第7回新株予約権の募集並びに第6回新株予約権の資金使途変更並びに第5回新株予約権及び第6回新株予約権の一部譲渡に関するお知らせ」で開示したように第三者割当による増資などを通じて財務体質の改善などを図ることにより、企業体としてより強固な基盤を築くべく、積極的な活動を行ってまいりました。これまではスマートフォンアプリの構築をコア事業として運営をしてまいりましたが、近年の競争環境の激化を鑑み、事業ポートフォリオの再構築に注力し、新規事業として平成30年3月より開始したフィンテック事業(仮想通貨交換所運営事業、仮想通貨の採掘(マイニング)事業： 1)の立ち上げに努めてまいりました。

しかしながら、経営資源の集中に伴うPRL売却に伴い、前第2四半期連結累計期間において売上高全体の24.1%を占めていたメディアソリューション事業から撤退し、また、PHL売却に伴いアイラッシュケア事業の売上減となったこと、及びフィンテック事業がまだ立ち上げ当初であることから大きな売上の計上には至っておらず、販売管理費などのコストが先行し収益へ寄与できておりません。

この結果、当第2四半期連結累計期間につきましては、売上高354百万円(前年同期比43.7%減)、営業損失164百万円(前年同期は45百万円の営業損失)、経常損失205百万円(前年同期は53百万円の経常損失)、親会社株主に帰属する四半期純損失157百万円(前年同期は89百万円の親会社株主に帰属する四半期純損失)となりました。

現状、当社グループは、フィンテック事業において、当社子会社である株式会社ビットワン(以下、「ビットワン」といいます。)にて、平成29年8月より、日本国内における仮想通貨交換所事業の開始に対する取り組みを進めております。また、当社子会社である株式会社マイニングワン(以下、「マイニングワン」といいます。)にて、平成30年3月より仮想通貨の採掘(マイニング)事業を開始しており、加えて、当社孫会社であるBIT ONE HONG KONG LIMITED(以下、「ビットワン香港」といいます。)においては平成30年6月より仮想通貨交換所である「BitOne Trade HK」という交換所の名称で開設し運営を進めております。

さらに、平成30年7月30日付「子会社によるシンガポールにおける仮想通貨取引所運営に向けた検討の開始及びグループ組織再編に関するお知らせ」の中で開示したように、当社グループは、「仮想通貨交換所のグローバル展開」の一環として、香港に続き、シンガポールにおける仮想通貨交換所の開設の検討を開始いたしました。

検討の内容としては、今後、シンガポールにおいて利用する仮想通貨交換所システムの概要の決定、開設までの具体的なスケジュールの立案及び事業計画の具体化等でしたが、検討の結果、仮想通貨交換所システムに関しては、効率性を重視し新規に開発するのではなく、当社グループが香港で利用しているシステムを転用することや、正式な開設時期は未定となりますが、平成30年12月中のシンガポールにおける仮想通貨交換所の開設に向け、具体的なスケジュール及び事業計画を決定し、シンガポールにおける仮想通貨交換所の開設に向け取り組みを進めております。シンガポールの仮想通貨交換所の開設・運営に関しては、平成30年2月に設立した当社子会社であるFASTEPS SINGAPORE PTE. LTD.(以下、「ファステップスシンガポール」といいます。)が行うこととしております。さらに仮想通貨交換所運営事業における香港における仮想通貨交換所システムの転用や仮想通貨交換所開設に係るノウハウの活用等による経営資源の効率化や実効率が低減される等の税制メリットの享受のため、平成30年8月に当社子会社である株式会社ビットワンが保有していたビットワン香港の持分(75%)をファステップスシンガポールへ異動し、ファステップスシンガポールが香港を含む海外における仮想通貨交換所運営を一元的に管理運営し中心的に取り組むを進めてまいります。

当社グループのシンガポールにおける仮想通貨交換事業の開始のためには、仮想通貨交換所システムの開発費用(サーバの構築費用やビットワン香港にて運営している仮想通貨交換所の仮想通貨の売買情報を共有するためのシステム構築等)に関する費用等)や、運転資金等の調達が不可欠となります。

本第三者割当増資は、上記に掲げる新規事業のさらなる成長の実現に向け、また、当第2四半期連結累計期間にかかる営業キャッシュ・フローが143百万円であり、それに伴い、当第2四半期連結累計期間の期末における現金及び現金同等物残高も17百万円減少していることに鑑み、自己資金で必要資金を賄いきれないことから、資金調達の必要性が生じたことにより本新株予約権を発行するものであります。

上記に加えて、本新株予約権の発行により、自己資本の充実に伴う財務体質の健全化を図ることも可能となります。当社はグループ内の再編を図ると共に、新株予約権の発行を行い、それが権利行使されることによって財務体質の改善を図ってまいりました。結果、自己資本比率は平成31年2月期第2四半期連結累計期間において、平成30年2月期末と比較し69.7%から84.0%へと改善いたしました。ただし依然として当社グループにおける営業赤字は継続しており、フィンテック事業の拡充と並行して継続した財務体質の補強は課題とされています。

上記、フィンテック事業資金の調達並びに財務体質の継続した健全化を同時に実施するため、第三者割当による資金調達を実行することといたしました。

尚、当社が平成30年3月に発行した第7回新株予約権につきましては、現状、調達予定資金2,000百万円のうち、発行新株予約権数に対し20.2%である404百万円が権利行使されており、調達した資金は、マイニングワンへの貸付へ194百万円、ビットワンへの増資に209百万円を充当しております。

第7回新株予約権の権利未行使部分につきましては、権利行使がなされれば、予定されている資金使途(当社子会社(株式会社マイニングワン)への貸付金：1,164百万円、当社孫会社(BIT ONE HONG KONG LIMITED)への貸付金：300百万円)に順次充当していく方針です。現時点の株価水準では行使可能性は低いものとなりますが、取得消却する場合には当社の資金負担を要することから取得償却等は現時点では実施することなく、株価が現状のままである場合には、改めて取得消却については検討を行う予定であります。尚、株式会社マイニングワンへの貸付金に関しては、マイニング機材の増設のために充当する資金ですが、現在、既に一部のマイニング機材は、購入済みであり、ある程度の規模で稼働が行われていること、また、BIT ONE HONG KONG LIMITEDへの貸付金は、同社でのマーケティング費用及び人件費等に充当するものですが、現状の状態でも運営が可能であることから、第7回新株予約権の権利未行使部分を本第三者割当増資の資金使途に含む必要はないものと判断しております。

(1) マイニング(採掘)とは、ネットワーク上に存在する取引データの固まり(ブロック)の整合性を確保するための承認作業のことであり、最も早く承認できたものに対しては、当該仮想通貨が報酬として支払われます。

上記差引手取概算額676,220千円につきましては、下記のとおり充当する予定であります。

a. 新株予約権による調達資金の具体的な使途及び支出予定時期

手取金の使途	金額(千円)	充当予定時期
当社子会社(FASTEPS SINGAPORE PTE. LTD.)への貸付金 <当社子会社における資金使途>	682,184	平成30年11月～ 平成33年10月
新規顧客への認知度向上に向けたマーケティングコスト	482,184	
システム費用や人件費等といった運転資金	200,000	

(注) 1. 調達した資金は、支出までの期間、当社の取引金融機関の預金口座で保管する予定であります。



2. 株価低迷により権利行使が進まない場合は事業規模を縮小して、当初予定する事業を手元資金の範囲で継続する予定です。
3. 今後、当社を取り巻く環境に変化が生じた場合等、その時々状況に応じて、資金の用途又は金額を変更する可能性があります。資金の用途又は金額に変更があった場合には、速やかに開示・公表いたします。
4. 支出の優先順位は、新規顧客への認知度向上に向けたマーケティングコスト150,000千円、システム費用や販売管理費等といった運転資金200,000千円、新規顧客への認知度向上に向けたマーケティングコスト332,184千円となっております。尚、新規顧客への認知度向上に向けたマーケティングコスト482,184千円を150,000千円と332,184千円にわけ、150,000千円部分の優先順位を高くしたのは、シンガポールでの仮想通貨交換所のスタートアップの際に最低限必要な口座数を獲得することを優先するためです。

#### <手取り金の具体的用途>

本第三者割当により調達される手取金の用途のより具体的な内容につきましては、以下のとおりです。

##### 当社子会社(FASTEPS SINGAPORE PTE. LTD.)への貸付金

当社は、平成30年2月21日に、当社子会社であるファステップスシンガポールを設立し、シンガポールにて仮想通貨交換所の開設を予定しています。香港も含めて海外における仮想通貨交換業はファステップスシンガポールに一元化するため、ビットワン香港の持分もファステップスシンガポールへ移動し、ビットワン香港をファステップスシンガポールの傘下としております。

仮想通貨取扱いの全面禁止など、各国の昨今の仮想通貨交換所に対する法制度の不安定性等を勘案すれば、仮想通貨交換所のシンガポールでの開設により、複数の国に跨って仮想通貨交換所を運営することが出来れば、突如として、各国の法制度の急な変更等により仮想通貨交換所の運営が困難になるなどのいわゆるカントリーリスクの低減に繋がることに加え、当社グループの「仮想通貨交換所のグローバル展開」を明確化するものです。

加えて、シンガポールでの仮想通貨交換所の開設にあたっては、当社グループが香港で利用している仮想通貨交換所システムを転用することが可能であると見込んでいることから、経営資源を効率的に活用できると考えております。

尚、シンガポールにおける仮想通貨交換所の開設予定時期は、当社グループが香港において仮想通貨交換所を開設した際の仮想通貨交換所システム導入の準備の工程や過程(システムの構築やセキュリティの拡充及びブロックチェーンへの繋ぎこみ等)を踏まえ、平成30年12月中の開設を目指しております。

日本国内における仮想通貨交換所も続々と海外へ進出しており、今後も競争が激化することが予想されます。「BitOne Trade HK」の開設時に事前のマーケティングが十分ではなかったこともあり、平成30年10月現在、顧客口座数(申込受付中を含む)は約5,000口座であり、取引量も想定を下回ることから未だ売上高も少ない状況であります。

本件事業の成功に関しては仮想通貨交換所開設時における新規顧客へのマーケティングと開設後の継続的なマーケティングを一定期間かつ、一定程度かけることが本件事業の成否において重要であると考えております。このため新規顧客への認知度向上に向けたマーケティングコストとして向こう3年間で482百万円を充当することを見込んでおります。マーケティングに関しては、一部は取引参加者の獲得に向け仮想通貨交換所の開設前及び開設時に支出し、東南アジア、東アジア、南アメリカ地域を対象といたします。対象地域の選定に関しては、当社が独自に、世界の取引高トップ30に入っている仮想通貨交換所の平成30年6月から9月にかかるランキングの推移を分析したところ、ランキングの急激な上昇が生じている仮想通貨交換所は、東南アジア、東アジア及び南アメリカ地域からのアクセス数の増加率が高かったため、当該地域を選定したものです。また、マーケティングの内容としては、Web広告だけでなく、各国のマーケティングエージェントとパートナーシップを形成し、各国の特色に則した効果的な媒体を選択・提案してもらうことにより、最小限のコストで最大の効果を生むようなマーケティング戦略を形成いたします。そのため、Web広告費用の他、各国のマーケティングエージェントに対する手数料や、媒体への掲載費、また広告素材の作成費などに本第三者割当増資に係る資金を充当いたします。また、新規口座開設に伴う仮想通貨のエアドロップ(無償配布)等の実施も行っております。そのため、エアドロップのためのアルトコインの購入に資金を充当いたします。仮想通貨交換所の国際的な競争が激化する中で、事業の収益化を目指すためには、一定数以上の顧客口座数を確保することは、必須であり、その意味でマーケティングは非常に重要な位置づけであると認識しております。

さらに、ファステップスシンガポールのシステム費用や販売管理費等といった運転資金として平成32年2月までに、200百万円を充当すること予定しております。シンガポールの仮想通貨交換所システムは、ソフトウェア部分等の一部については、香港で利用しているシステムを転用いたしますが、サーバの構築費用や、ビットワン香

港にて運営している仮想通貨交換所の仮想通貨の売買情報を共有するためのシステム構築等に関する費用が発生するものです。

なお上記に記載のマーケティングコスト並びに運転資金については、当社より本新株予約権の行使による調達範囲内で投資を行う予定であり、ファステップスシンガポールへの貸付を通じて資金充当を行う予定です。ファステップスシンガポールは貸付による調達がなされ次第、平成30年11月～平成33年10月の期間において随時本資金使途へ充当を行う予定です。

当社グループの運営する仮想通貨交換所は、現在のところ、法定通貨の取扱いを行っておらず、シンガポールに開設する仮想通貨交換所に関しても、当初は、仮想通貨同士の取引に留まりますが、シンガポールの法制度上、シンガポールの仮想通貨交換所は、3～4ヶ月程度の審査期間で金融ライセンスの取得が可能であり、当該金融ライセンスを取得することで、法定通貨の取扱いが可能となります(但し、法定通貨を取り扱うためには、システム対応や銀行口座との繋ぎ込み等のシステム等への対応期間が別途かかります。)。仮想通貨交換所は、法定通貨が扱えるか扱えないかで、大きな違いがあり、当然法定通貨に換金可能な法定通貨を扱える仮想通貨交換所を運営することは、法定通貨を扱えない仮想通貨交換所と比較すると優位性があると考えられます。何故なら、現状、仮想通貨の使用用途は限定的であることから、仮想通貨の投資家であっても、自らの保有する仮想通貨を法定通貨に換金する必要が生じるためです。また、シンガポールの仮想通貨交換所の開設により、当社グループは、香港とシンガポールの2拠点で仮想通貨交換所の運営を行うこととなるため、仮想通貨交換所システムの転用や運営ノウハウ・資源の共有などを行うことができることから、コスト低減による収益向上に繋がることに加え、各国の急激な法制度の改正等による仮想通貨交換所の運営が困難になるなどのリスク低減に繋がると考えております。更に、本第三者割当による調達資金のうち、476百万円をマーケティングコストとして、充当することによって、顧客口座数の獲得につながると考えており、これは当社グループの将来的な売上増加に寄与することが期待できます。当社は、以上のような観点から、本第三者割当増資が、企業価値並びに株主価値の向上に繋がるものと考えております。

尚、当社グループでシンガポールに開設する仮想通貨交換所においては、香港の仮想通貨交換所との売買情報の共有を行う予定であり、流動性の高い仮想通貨交換所を目指して参ります。

注) シンガポールに仮想通貨交換所を開設することに関して、当社が委託した現地リーガルアドバイザーによる確認によれば、平成30年10月現在、シンガポールの法制度上、当初は、法定通貨を取り扱わない予定でございますので、現状、許認可の取得は必要ございません。法定通貨を取り扱うには、必要な金融ライセンスの取得、シンガポール現地のリーガルアドバイザーを通しての当局への確認等が必要となります。

第三者割当増資による第7回新株予約権発行に係る資金の調達・充当状況等

割当日	平成30年3月22日
発行新株予約権数	14,826個
発行価額	総額 26,998,146円 (新株予約権1個当たり1,821円)
発行時における調達予定資金の額 (差引手取概算額)	1,869,525,546円
割当先	遠南企業股分有限公司 (Compuone Technology Inc.) (1,482,600株)
募集時における発行済株式数	6,261,987株
当該募集における潜在株式数	1,482,600株
現時点における行使状況	行使株式数 300,000株 (残新株予約権数 1,182,600株 行使価額1,349円)
現時点における調達した資金の額 (差引手取概算額)	404,700,000円
発行時における当初の資金使途	当社孫会社(株式会社マイニングワン)への貸付金 当社子会社(株式会社ビットワン)への増資 当社孫会社(BIT ONE HONG KONG LIMITED)への貸付
発行時における支出予定時期	当社孫会社(株式会社マイニングワン)への貸付金：平成30年4月～平成31年9月 当社子会社(株式会社ビットワン)への増資：平成30年3月～平成31年2月 当社孫会社(BIT ONE HONG KONG LIMITED)への貸付金：平成30年3月～平成31年2月
現時点における資金の充当状況	当社孫会社(株式会社マイニングワン)への貸付金：194,874千円 当社子会社(株式会社ビットワン)への増資：209,826千円

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

### 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1 【割当予定先の状況】

##### a. 割当予定先の概要

a. 割当予定先の概要	名称	KINGDOM CAPITAL RESOURCES LIMITED
	本店の所在地	263 Main Street P.O.BOX 2196 Road Town Tortola British Virgin Island
	国内の主たる事務所の責任者及び連絡先	国内に事務所は存在しないため、該当事項はありません。
	代表者の役職及び氏名	Director 西浜 大二郎
	資本金	1 USD
	事業内容	投資業
	主たる出資者及びその出資比率	西浜 大二郎 100%
b. 当社と割当予定先との関係	出資関係	当社株式を73,000株保有しています。(平成30年8月末時点)
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。

(注) 本書提出日現在の関係を記載しております。

##### b. 割当予定先の選定理由

当社は、当社の事業モデル、経営方針、資金需要等に理解の深い支援先を割当対象とする第三者割当による新株式、新株予約権、新株予約権付社債及び行使価額修正条項付新株予約権等の発行など、あらゆる資金調達手段を検討してまいりました。

このような状況のなかで、平成30年3月に当社が行った第三者割当による第7回新株予約権の募集時にも割当先について相談した当社の株主であるKINGDOM CAPITAL RESOURCES LIMITEDの西浜大二郎氏へ平成30年9月初旬頃、当社代表取締役高橋秀行が、資金調達の相談を行ったところ、同氏より本新株予約権の引き受けに係るスキーム及び条件の提示を口頭で受けました。西浜氏より提示されたスキーム及び条件は、当社の業績を勘案すると新株式発行で引き受けることは難しいため、新株予約権のみで引き受けるというものでありました。

当社としては、本件の資金用途が当社グループの運転資金であり、支出時期が段階的になることを勘案した結果、当該案件は段階的に資金調達ができ、一度に大幅な希薄化が生じることを回避できると考えられることから新株予約権のみを割り当てる方法での資金調達を更に具体的に検討するため、西浜氏と当社代表が平成30年9月に面会し、詳細な条件の交渉を致しました。

当該提案を含め他の資金調達方法についても検討した結果、割当予定先より提案を受けた本第三者割当による資金調達方法が、当社株価や既存株主の利益に十分に配慮しつつ必要資金を確実に調達したいという当社の資金ニーズに合致していると判断し、本新株予約権の割当予定先として選定いたしました。

##### c. 割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数 1,400,000株

d. 株券等の保有方針

割当予定先とは、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、割当予定先からは当社の企業価値向上を目指した純投資である旨、口頭にて意向を表明していただいております。本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式については、市場への影響を勘案することを前提に、株価の推移を見ながら売却していく方針であると同っております。

e. 払込みに要する資金等の状況

当社は、本新株予約権に係る払込みについて、当該割当予定先を名義人とする銀行預金口座の残高証明書を受領し、平成30年10月9日時点の残高証明書にて、本新株予約権の発行に係る資金については、資金面で問題がないことに加え、当該資金が全額自己資金であることを西浜氏より口頭にて確認しています。当社においても過去発行した第6回新株予約権の行使請求ならびに、大量保有報告書における売却の実績を鑑み、割当予定先の自己資金であると判断しております。現時点における預金残高(648,696,737円)からすると本新株予約権のすべてを行使できないものの、本新株予約権の行使により、取得した株式を段階的に売却し、当該売却により獲得した資金を本新株予約権の行使に充当するという事を割当予定先から確認しており、当社としましても十分であると判断いたしました。

f. 割当予定先の実態

当社は、割当予定先が暴力団、暴力団員又はこれらに準ずる者(以下「暴力団等」という。)である事実、暴力団等が割当先の経営に関与している事実、割当先、当該割当先の役員又は主要株主が資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び割当先、当該割当先の役員又は主要株主が意図して暴力団等と交流を持っている事実はないことを証する確認書を割当予定先より受領しました。

また、独自に第三者調査機関である株式会社セキュリティ&リサーチ(住所：東京都港区赤坂二丁目8番11号、代表取締役：羽田寿次)に調査を依頼し、同社より当該割当予定先、主要関係企業及びその関係人物等についても暴力団等との関わりを示す情報などはなく、暴力団等との関わりのあるものではないと判断される旨の調査報告書を受領しました。以上の方法により、割当予定先、当該割当予定先の役員又は主要株主が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

## 2 【株券等の譲渡制限】

本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。但し、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された当社普通株式を第三者に譲渡することを妨げません。

## 3 【発行条件に関する事項】

### (1) 発行価格等の算定根拠及びその具体的内容

第8回新株予約権の発行価額については、第8回新株予約権の発行要項及び割当予定先との間での締結が予定される総数引受契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎とした第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社による評価書による算定結果(本新株予約権1個につき684円)を参考に、本新株予約権の1個当たりの払込金額を同額の684円といたしました。

今回の評価においては、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを採用し、当社株価488円(平成30年11月2日の終値)、行使価額400円、ボラティリティー66.74%(平成27年8月～平成30年10月の月次株価を利用し年率換算して算出)、権利行使期間3年、リスクフリーレート0.119%(評価基準における中期国債レート)、取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し本新株予約権1個につき684円との算定結果を得ております。

また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の直前営業日である平成30年11月2日の東京証券取引所における当社普通株式の終値488円といたしました。

なお、行使価額488円は、当該直前営業日までの1か月間の終値平均480円に対する乖離率は1.67%のプレミアム、当該直前営業日までの3か月間の終値平均588円に対する乖離率は17.01%のディスカウント、当該直前営業日までの6か月間の終値平均833円に対する乖離率は41.42%のディスカウントとなっております。なお、行使価額488円は、当該直前営業日までの1か月間の終値平均480円に対する乖離率は1.67%のプレミアム、当該直前営業日までの3か月間の終値平均588円に対する乖離率は17.01%のディスカウント、当該直前営業日までの6か月間の終値平均833円に対する乖離率は41.42%のディスカウントとなっております。

行使価額の決定に際し、取締役会決議日の直前営業日の株式会社東京証券取引所市場第二部における当社普通株式の終値を基準値として算定しましたのは、当社としましては、直前営業日の株価終値が当社の企業価値を反映しているものと判断したことによります。

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提となる各条件について記載致します。

・割当予定先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の結果、行使可能期間最終日(平成33年11月20日)に時価が行使価額以上である場合には残存する第8回新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。具体的には、行使期間中において、新株予約権を行使した場合の行使価値と、継続して保有した場合の継続価値を比較し、継続価値よりも行使価値が高いと判断された時に割当予定先が新株予約権を行使することを仮定しております。

・取得条項があることは、割当予定先にとっては、株価上昇に伴い新株予約権の価値が上昇しているにも関わらず発行体の任意による第8回新株予約権の取得及びその消却が行われると、投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。よって、取得条項があることは第8回新株予約権の価値を減価する要因の一つとなります。

・株式の流動性については、全量行使で取得した株式を1営業日あたり5,190株(最近3年間の日次売買高の中央値である51,900株の10%)ずつ売却できる前提を置いております。日次売買高の10%という数値につきましては、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」の100%ルール(自己株式の買付に伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の100%を上限とする規制)を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である100%のうち平均してその10%~20%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定し、その水準の取引高は市場価格への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値でもあることから日次売買高の10%という数値を採用したことは妥当であると考えております。

・その上で、当社は第8回新株予約権の公正価値(1個当たり684円)と第8回新株予約権の払込金額を比較し、同額であることから特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

なお、当社は、本新株予約権に係る有価証券届出書や適時開示資料の作成等の業務委託を行っている先である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社に対し、第三者機関としての本新株予約権の価値算定の業務委託を行っていますが、この点を踏まえても、当社監査等委員会は、当社における利害関係は有価証券届出書や適時開示資料の作成等の業務委託のみで、継続的な取引がなく、限定的であり、当社経営陣から一定程度独立していると認められること、割当予定先からも独立した立場で評価を行っていること、また、本新株予約権の価額算定方法としては市場慣行に従った一般的な方法で行われている同社の新株予約権算定報告書において報告された公正価値評価額と同額以上の払込金額として決定していることから、有利発行には該当せず、適法である旨の意見を表明しております。

そして、当社取締役会においては、監査等委員会から上記意見表明についての説明を受け、本新株予約権の発行が有利発行には該当せず適法であることから、取締役全員の賛同のもと、本新株予約権の発行を決議しております。

## (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権がすべて行使された場合に交付される株式数は、1,400,000株、議決権個数は14,000個であり、当社発行済株式総数7,081,987株(議決権個数70,424個)を分母とする希薄化率は19.77%(議決権の総数に対する割合は19.88%)となります。しかしながら本新株式及び本新株予約権の発行による資金調達、当社の企業価値及び株主価値の向上に寄与できるものと考えられ、希薄化の程度を踏まえても、今回の募集規模は合理的であると判断しております。

また、割当予定先は本新株予約権を行使して取得した当社株式1,400,000株を中長期保有ではなく、株価の状況や市場での株式取引状況を鑑みながら市場で売却する方針ですが、当社株式の直近6か月間の1日当たりの平均出来高は434,534株、直近3か月間の1日当たりの平均出来高は170,401株、直近1か月間の1日当たりの平均出来高は434,534株、となっており、一定の流動性を有しております。また、割当予定先が本新株予約権を行使して取得した場合の当社株式数1,400,000株を本新株予約権の行使期間である3年間(245日/年営業日で計算)で売却すると仮定した場合の1日当たりの数量は5,714株(小数点以下切捨て)となり、上記直近6か月間の1日当たりの平均出来高の1.32%、直近3か月間の1日当たりの平均出来高の3.35%、直近1か月間の1日当たりの平均出来高の4.26%となるため、本資金調達が及ぼす株価への影響は限定的であると考えております。また、交付した株式が適時適切に市場で売却されることにより、当社株式の流動性向上に資することが期待されます。

以上の考察により、当社の企業価値及び株主価値の向上に寄与できるものと考えられ、本第三者割当による募集規模は、合理的であると判断しました。

#### 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当する事項はありません。

#### 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合
KINGDOM CAPITAL RESOURCES LIMITED (常任代理人 NKサービス合同会社)	263 Main Street P.O.Box 2196 Road Town Tortola, British Virgin Island (東京都千代田区神田神保町2-20)	73,000	1.04%	1,473,000	17.45%
遠南企業股分有限公司 (常任代理人 NKサービス合同会社)	Rm.809,8F.,No.10,Sec.1,Chongqing S.Rd.,Zhongzheng Dist.,Taipei City 100, Taiwan (東京都千代田区神田神保町2-20)	300,000	4.26%	300,000	3.55%
ハートインベストメント株式会社	愛媛県松山市舟町2丁目7番12号	291,000	4.13%	291,000	3.45%
サクラプロパティーズ株式会社	東京都港区六本木3丁目7番1号	257,300	3.65%	257,300	3.05%
古西 大輔	東京都港区	152,500	2.17%	152,500	1.81%
明和証券株式会社	東京都中央区八丁堀2丁目21番6号	106,000	1.51%	106,000	1.26%
株式会社フィールドオブドリームズ	福岡県福岡市南区長丘4丁目13番5号	90,000	1.28%	90,000	1.07%
安田健康産業株式会社	東京都江戸川区一之江3丁目2番26号	85,500	1.21%	85,500	1.01%
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1丁目2番10号	83,500	1.19%	83,500	0.99%
鶴野 敦	東京都中央区	72,000	1.02%	72,000	0.85%
計		1,510,800	21.45%	2,910,800	34.48%

- (注) 1. 割当前の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成30年8月31日現在における株主名簿に基づき記載しております。
2. 割当後の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成30年8月31日現在における株主名簿に基づき、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する株式に係る議決権数を加えて算出しております。
3. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数点以下第三位を四捨五入しております。

6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。



## 第二部 【公開買付けに関する情報】

### 第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

### 第三部 【追完情報】

#### 1. 資本金の増減

後記、「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第19期)に記載された「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 発行済株式総数、資本金等の推移」に記載の資本金は、当該有価証券報告書の提出日(平成30年5月30日)以降、本有価証券届出書提出日(平成30年11月5日)までの間において、以下のとおり、変化しております。

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成30年5月31日～平成30年11月5日 (注)	820,000	7,081,987	278,084	1,762,291	278,084	1,354,315

(注) 新株予約権の行使による増加です。

#### 2. 事業等のリスク

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第19期)及び四半期報告書(第20期第2四半期)(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日までの間において、変更はありません。また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はありません。

#### 3. 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書(第19期)の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

(平成30年5月31日提出の臨時報告書)

##### 提出理由

当社は、平成30年5月30日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

##### 報告内容

##### (1) 株主総会が開催された年月日

平成30年5月30日

##### (2) 決議事項の内容

##### 第1号議案 定款一部変更の件

当社が、仮想通貨取引所の運営事業及び仮想通貨のマイニング事業等を内容としたフィンテック事業に注力していく方向性を明確にするため、商号を株式会社ビットワングループに変更するものであります。

当社グループとしての事業目的の明確化を図るため、現行定款第2条(目的)第15項を変更し、第16項から第18項を新規に追加するものであります。

##### 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件

取締役として、高橋秀行、村山雅経、石橋雄一、Lo Wah Wai(盧華威)を選任するものであります。

##### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役として、松本 剛、堤田健二、松本 敏を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	25,773	48	0	(注)1	可決 99.8
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を 除く。)4名選任の件				(注)2	
高橋 秀行	25,782	40	0		可決 99.8
村山 雅経	25,781	41	0		可決 99.8
石橋 雄一	25,781	41	0		可決 99.8
Lo Wah Wai(盧華威)	25,782	40	0		可決 99.8
第3号議案 監査等委員である取締役3名選任 の件				(注)2	
松本 剛	25,784	38	0		可決 99.9
堤田 健二	25,785	37	0		可決 99.9
松本 敏	25,781	41	0		可決 99.8

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。  
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

(平成30年7月10日提出の臨時報告書)

提出理由

連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生したため、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、臨時報告書を提出するものであります。

報告内容

(1) 当該事象の発生年月日

平成30年7月10日(取締役会決議日)

(2) 当該事象の内容

1. 営業外費用の計上について

当第1四半期連結会計期間において、当社の第7回新株予約権の一部が行使され、新株の払込がなされました。この払込に伴い、当該新株予約権のファイナンシャル・アドバイザーに対して、アレンジメント・フィー38百万円の支払が発生いたしましたので、当第1四半期連結会計期間に営業外費用として計上いたしました。

2. 特別利益の計上について

平成30年3月23日付「子会社の異動(出資持分の譲渡)及び特別利益の発生に関するお知らせ」(以下「平成30年3月23日付お知らせ」という。)にてお知らせしたように、当社連結子会社であったPlurecil Holdings Limitedの出資持分の譲渡に伴い平成31年2月期第1四半期連結会計期間において特別利益が発生いたしました。

平成30年3月23日付お知らせにおいては、平成31年2月期第1四半期個別業績において、関係会社売却益46百万円が発生する旨、開示いたしました。が、同四半期の連結業績上では、関係会社売却益が32百万円発生することとなりました。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当該事象の発生により、平成31年2月期において、下記のとおり営業外費用、特別利益を計上する見込みであります。

《個別》	
営業外費用	38百万円
特別利益	46百万円
《連結》	
営業外費用	38百万円
特別利益	32百万円

(平成30年10月10日提出の臨時報告書)

提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主でなくなるもの BMI(Japan)Investment Holdings Limited

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

主要株主でなくなるもの

BMI(Japan)Investment Holdings Limited

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	9,802個	13.92%
異動後	0個	0.00%

(注) 1. 「総株主等の議決権に対する割合」は、平成30年8月31日現在の発行済株式総数7,081,987株から議決権を有しない138,400株を控除した、議決権総数70,424個を基に算出しております。

2. 「総株主等の議決権に対する割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(3) 当該異動の年月日

平成30年9月10日

(4) その他の事項

本報告書提出日現在の資本金の額 1,762,291千円  
発行済株式総数 7,081,987株

## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第19期)	自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日	平成30年5月30日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第20期第2四半期)	自 平成30年6月1日 至 平成30年8月31日	平成30年10月12日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)」A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

### 第 1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成30年5月29日

株式会社ファステップス  
取締役会 御中

### 監査法人アリア

代表社員 業務執行社員	公認会計士	茂	木	秀	俊
代表社員 業務執行社員	公認会計士	山	中	康	之

#### <財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファステップスの平成29年3月1日から平成30年2月28日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

#### 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ファステップス及び連結子会社の平成30年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度及び当連結会計年度において、売上高が著しく減少し、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失、営業キャッシュ・フローのマイナスを計上している。このため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。
2. 重要な後発事象に関する注記1.に記載されているとおり、会社は平成30年3月6日開催の取締役会において遠南企業股份有限公司を割当先とする第7回新株予約権の発行について決議し、平成30年3月22日に発行価額の全額の払込が完了したことを確認した。
3. 重要な後発事象に関する注記2.に記載されているとおり、会社は平成30年3月23日開催の取締役会において、会社の連結子会社であるPlurecil Holdings Limitedの出資持分の全部を譲渡することを決議し、平成30年4月13日付で譲渡を実行した。
4. 重要な後発事象に関する注記4.に記載されているとおり、第7回新株予約権の一部について権利行使がなされた。
5. 重要な後発事象に関する注記5.に記載されているとおり、連結子会社マイニングワンは平成30年5月14日開催の取締役会において、新たなマイニング用機材を購入することを決議し、同日に当該購入に係る支払を完了している。

これらの事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

## その他の事項

会社の平成29年2月28日をもって終了した前連結会計年度に係る連結財務諸表は、前任監査人によって監査が実施されている。前任監査人は、当該連結財務諸表に対して平成29年5月25日付で無限定適正意見を表明している。

### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ファステップスの平成30年2月28日現在の内部統制報告書について監査を行った。

### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。



#### 監査意見

当監査法人は、株式会社ファステップスが平成30年2月28日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
  - 2 X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月29日

株式会社ファステップス  
取締役会 御中

### 監査法人アリア

代表社員 業務執行社員	公認会計士	茂	木	秀	俊
代表社員 業務執行社員	公認会計士	山	中	康	之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ファステップスの平成29年3月1日から平成30年2月28日までの第19期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ファステップスの平成30年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度及び当事業年度において、売上高が著しく減少し、営業損失、経常損失、当期純損失を計上している。このため、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

2. 重要な後発事象に関する注記1.に記載されているとおり、会社は平成30年3月6日開催の取締役会において遠南企業股份有限公司を割当先とする第7回新株予約権の発行について決議し、平成30年3月22日に発行価額の全額の払込が完了したことを確認した。
  3. 重要な後発事象に関する注記2.に記載されているとおり、会社は平成30年3月23日開催の取締役会において、会社の連結子会社であるPlurecil Holdings Limitedの出資持分の全部を譲渡することを決議し、平成30年4月13日付で譲渡を実行した。
  4. 重要な後発事象に関する注記4.に記載されているとおり、会社は平成30年3月23日に連結子会社である株式会社ビットワンの増資を引き受けることを決議し、平成30年3月28日付で払込を実行した。
  5. 重要な後発事象に関する注記5.に記載されているとおり、第7回新株予約権の一部について権利行使がなされた。
  6. 重要な後発事象に関する注記6.に記載されているとおり、会社は連結子会社である株式会社マイニングワンに対して、資金の貸付を行った。
- これらの事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### その他の事項

会社の平成29年2月28日をもって終了した前事業年度に係る財務諸表は、前任監査人によって監査が実施されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して平成29年5月25日付で無限定適正意見を表明している。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2 X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成30年10月12日

株式会社ビットワングループ  
取締役会 御中

### 監査法人アリア

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 茂木 秀俊 印

代表社員  
業務執行社員 公認会計士 山中 康之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビットワングループの平成30年3月1日から平成31年2月28日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成30年6月1日から平成30年8月31日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成30年3月1日から平成30年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ビットワングループ及び連結子会社の平成30年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社グループは、前連結会計年度および当第2四半期連結累計期間において、売上高が著しく減少し、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する四半期（当期）純損失を計上しており、営業キャッシュ・フローのマイナスを計上している。これらにより、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2．XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。